

電 気 需 給 約 款

【低 圧】

2021 年 7 月 1 日実施

株式会社デライトアップ

目次

第1章 総則.....	1
第1条 目的.....	1
第2条 約款の適用.....	1
第3条 定義.....	1
第4条 単位および端数処理.....	2
第5条 需給契約書の作成.....	2
第2章 契約の成立および契約期間.....	2
第6条 需給契約の成立.....	2
第7条 電気需給契約期間.....	3
第8条 契約保証金.....	3
第9条 需要場所.....	3
第10条 供給電圧、供給電気方式、周波数.....	3
第11条 契約種別.....	3
第12条 契約電力等.....	4
第3章 料金.....	4
第13条 料金.....	4
第14条 料金の支払方法.....	5
第15条 料金の改定.....	5
第16条 事情変更.....	6
第4章 使用および供給.....	6
第17条 適正契約の保持.....	6
第18条 調整装置または保護装置の設置を要する場合.....	6
第5章 保安、工事、工事費の負担.....	7
第19条 受電に必要な設備の工事.....	7
第20条 立入検査受忍義務.....	7
第21条 電力供給の停止.....	7
第22条 電力供給の中止等.....	8

第23条 損害賠償および免責.....	8
第24条 違約金補償.....	8
第25条 設備の賠償.....	8
第26条 供給設備の工事費負担.....	9
第27条 需給開始後の本契約の消滅変更に伴う料金の清算.....	9
第28条 需給開始後の本契約の消滅変更に伴う工事費の精算.....	9
第6章 契約の終了.....	9
第29条 契約期間の満了.....	9
第30条 中途解約.....	9
第31条 当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権.....	9
第32条 お客さまの義務違反等による当社の契約解除権.....	10
第33条 需給契約終了後の債権債務関係.....	10
第7章 一般条項.....	10
第34条 約款の改定.....	10
第35条 約款が改定された場合の取り扱い.....	11
第36条 管轄裁判所.....	11
第37条 守秘義務.....	11
第38条 暴力団等の反社会的勢力排除に関する条例.....	11
別紙 1.....	13

第1章 総則

第1条 目的

この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、小売電気事業者である株式会社デライトアップ（以下「当社」といいます。）が、お客さまに対して、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めるものです。

第2条 約款の適用

1. 当社がお客さまへ電気の供給を行うときの権利義務およびその他の供給条件は、本約款および当社がお客さまとの間で締結する電気需給契約（以下「本契約」といいます。）によるものとします。また、法改正等により本約款の規定の一部が変更または無効となってもその他の条文には影響を及ぼさないものとします。なお、本約款および本契約に定めのない事項については、関連法令、一般送配電事業者が定める託送供給等約款および旧一般電気事業者が定める電気需給約款またはこれに準拠した約款に従います。
2. 本約款は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の供給設備の新設後、料金適用開始の日以降 1 年に満たないで供給設備の撤去を行う需要には、適用いたしません。

第3条 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

1. お客さま
当社と電気需給契約を締結した者をいいます。
2. 個別条件書
個別の電気需給条件を定めた書面をいいます。
3. 託送供給等約款
お客さまの需要場所を管轄する一般送配電事業者が、本契約締結時に実施している託送供給等約款をいいます。なお、一般送配電事業者が契約期間中に託送供給等約款を改定し、これを実施した場合には、改定された託送供給等約款に従います。
4. 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電力に対し電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
5. 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。
6. 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
7. 契約電力
本契約において、当社より供給を受けることが可能な最大電力として個別条件書に記載される電力（kW）をいいます。
8. 供給開始日

契約履行のため、当社が一般送配電事業者と締結した託送供給等約款における接続供給開始日をいいます。

9. 使用電力量

お客さまが当社から受給して使用した電力量であって、需要場所の一般送配電事業者が設置する計量器を介して当社が確認した電力量をいい、30分ごとの値とします。

10. 基本料金単価

個別条件書に記載の基本料金単価をいいます。

11. 電力量料金単価

個別条件書に記載の電力量料金単価をいいます。

12. 給電指令

一般送配電事業者が託送供給等約款に基づき実施するお客さまの電力使用に関する指示（制限、一部中止および全部中止）をいいます。

13. 消費税相当額

消費税法の規定による消費税および地方税の規定による地方消費税の両方に相当する金額をいいます。

14. 一般送配電事業者

北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド、北陸電力送配電、中部電力パワーグリッド、関西電力送配電、中国電力ネットワーク、四国電力送配電、九州電力送配電、沖縄電力の各株式会社または持株会社のうち、対象となる建物に電力を供給する設備を維持し、運用する会社をいいます。

第4条 単位および端数処理

本約款において、料金その他を計算する場合における単位および端数処理の方法については、以下のとおりとします。

1. 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア (kVA) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
2. 電力の単位は、1 キロワット (kW) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
3. 電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
4. 力率の単位は、1 パーセント (%) とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
5. 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

第5条 需給契約書の作成

お客さまが必要とされる場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

第2章 契約の成立および契約期間

第6条 需給契約の成立

1. 本契約は、当社が提示した契約条件を承諾したうえでお客さまから電気供給の申込みがなされ、かつその申込みを当社が承諾したときに成立します。ただし、一般配送電事業者との接続供給契約が調わないなどの止むを得ない事由により、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、本契約の成立の日に遡って本契約を解約することがあります。
2. 当社は、お客さまに対し、お客さまが本契約前に締結していた電気事業者との電気需給契約等よりも本契約の方が優れたまたは有利な内容であることについて保証するものではありません。

第7条 電気需給契約期間

本契約は、電力の供給開始日より1年をもって契約期間を満了するものとします。ただし、契約期間満了の20日前までに、お客さままたは当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、本契約は同一条件で自動的に1年ごとに延長されるものとします。

第8条 契約保証金

1. 本契約の締結に際し、当社は、お客さまに対し、予想月額料金の3か月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託することを求めることができます。
2. 本契約の締結に際し、当社が、お客さまに対し契約保証金の預託を求めなかった場合であっても、お客さまが債務の履行を遅延した場合には、当社は、お客さまに対し、予想月額料金3か月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託するよう求めることができます。
3. 予想月額料金の算定の基準となる電力使用量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率を勘案して当社が算定するものとします。
4. 本契約が終了した場合において、お客さまが当社に対してなすべき債務の履行を遅延または履行しなかった場合には、当社は本条第1項または第2項の規定に基づいてお客さまから差し入れを受けた保証金を当該債務の弁済に充当することができます。
5. 本契約が終了した場合において、お客さまに対して返還すべき保証金がある場合には、当社は、契約期間満了後3か月以内に、保証金の残額をお客さまに返還するものとします。なお、当社は、本条の契約保証金に利息を付さないものとします。

第9条 需要場所

当社がお客さまに供給する電気の需要場所については、個別条件書に記載されるものとします。

第10条 供給電圧、供給電気方式、周波数

当社が供給する電気の供給電圧、供給電気方式および周波数については、個別条件書の記載によるものとします。

第11条 契約種別

契約種別は、以下に定めるとおりとし、お客さまに適用される契約種別は、本条第1項または第2項に従い個別条件書において定めるものとします。

1. 従量電灯

低圧で受電し、電灯または小型機器を使用する需要を対象とし、契約種別ごとにそれぞれ以下のとおりといたします。

(1) 従量電灯 1

お客様の供給地点が関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および四国電力送配電株式会社の供給区域に存する需要であり、契約容量が 6 キロボルトアンペア未満を対象といたします。

(2) 従量電灯 2

お客様の供給地点が前号以外の一般送配電事業者の供給区域に存する需要であり、契約電流が 10 アンペア以上で、かつ、60 アンペア以下を対象といたします。

(3) 従量電灯 3

契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満を対象といたします。

2. 低圧電力

低圧で受電し、動力を使用する需要を対象といたします。

第12条 契約電力等

契約種別を問わず、契約電力等は次によって定めます。

1. 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則、当該他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

2. 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、別紙1（契約電力および契約容量の計算方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則、当該他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

3. 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、別紙1（契約電力および契約容量の計算方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則、当該他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものといたします。

第3章 料金

第13条 料金

お客様は、供給開始日以降、基本料金、電力量料金、および別紙1の再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を電気料金として当社に対して支払うものとします。なお、電力量料金は、別紙1によって算定された燃料費調整額を加算または減算したものとし、基本料金は、電気を全く

使用しなかった場合には半額といたします。料金に関する詳細事項は個別条件書に記載されるものとします。

第14条 料金の支払方法

1. 当社は、前月の電力の計量日から当月の電力の計量日の前日までの使用電力量を積算し、電気料金を算定するものとします。
2. お客さまは、毎月27日（27日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日の直後の営業日とします。）に、前条および前項に従って当社が算定し、請求した前月の電気料金を、お客さまの金融機関口座から当社の指定金融機関口座へ振り替える方法で支払うものとします。お客さまが当該電気料金を当社の指定金融機関口座に振込送金する方法で支払う場合には、毎月25日（25日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日の直後の営業日とします。）までに行うものとします（本項に定める料金の支払期日を、以下「支払日」といいます。）。
3. お客さまによる当社への支払いが遅れた場合、当社はお客さまに対し、支払日の翌日から起算して現にお支払いいただいた日に至るまでの期間につき、年率10%の割合による遅延損害金を付して算定した金額を請求することができます。
4. お客さまは、本条第1項の規定に従い当社がお客さまに送付した請求書に記載された電気料金に関して異議がある場合には、請求書受領後10日以内に当社に対して書面にて異議を申し立てなければならないものとします。なお、かかる異議申し立てが行われた場合には、双方は誠実に協議し、その解決に努めるものとします。

第15条 料金の改定

1. 基本料金単価
 - (1) 一般送配電事業者が、託送供給等約款の変更等により、基本料金単価を改定することを公表した場合、当社は、お客さまに対し基本料金単価の改定のための協議を申し入れることができます。かかる申し入れがなされた場合、お客さまは誠実に協議を行うものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、当社による電力供給の開始後1年が経過しようとする時または、1年が経過した場合（本契約の延長後を含み、それ以降も同様とします。）、当社は、お客さまに基本料金単価改定の協議を申し入れることができるものとします。かかる申し入れがなされた場合、お客さまは誠実に協議を行うものとします。
 - (3) 上記の協議において、基本料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合には、当社は本契約を解除することができるものといたします。
2. 電力量料金単価
 - (1) 一般送配電事業者が、託送供給等約款の変更等により、電力量料金単価を改定した場合、当社は、お客さまに対し電力量料金単価の改定のための協議を申し入れることができるものとします。かかる申し入れがなされた場合、お客さまは誠実に協議を行うものとします。
 - (2) 上記の協議において、電力量料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合には、当社は本契約を解除することができるものとします。

- (3) 一般送配電事業者の料金改定期日は、改定された託送供給等約款の実施日とします。
- (4) 一般送配電事業者が電力量料金単価を改定することを公表した場合には、当社は、お客さまに対し、速やかにその旨および改定後の電力量料金単価を通知するものとします。

第16条 事情変更

1. お客さまおよび当社は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、伝染病の流行、法令の制定または改廃その他想定された電力使用状況からの著しい変化により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議の上で合意により本契約の全部もしくは一部の変更または旧一般電気事業者もしくは他の特定規模電気事業者への切り替えを前提として本契約の解除をすることができるものとします。
2. 前項の場合において、本契約に定める条件を変更する必要があるときは、お客さまおよび当社は協議して書面により定めるものとします。

第4章 使用および供給

第17条 適正契約の保持

お客さまは、本契約が電気の使用状態と比べ不相当と認められる場合には、当社の求めに応じ、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第18条 調整装置または保護装置の設置を要する場合

1. お客さまは、次に規定する原因により第三者の電力の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれがあるときは、お客さまの費用負担で必要な調整装置または保護装置をお客さまの需要場所に設置するものとします。特に必要があると一般送配電事業者が認定し、一般送配電事業者が供給施設の新設または変更をする場合、お客さまは当該費用を負担するものとします。
 - (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
 - (4) 著しく高周波または高調波を発生する場合
 - (5) その他、上記各号に準ずる場合
2. お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用する場合も、前項に準ずるものとします。
3. お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとします。

第5章 保安、工事、工事費の負担

第19条 受電に必要な設備の工事

お客さまが当社より電気の受電を開始するために必要となる設備の設置および工事については、当社の費用負担により、当社が行うものとします。

第20条 立入検査受忍義務

当社は以下の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、当社の作業員をお客さまの土地もしくは建物に立ち入らせ、または、一般送配電事業者もしくは一般送配電事業者の指定する第三者をお客さまの土地もしくは建物に立ち入らせることができるものとします。お客さまは当社からかかる立入要請を受ける場合、正当な理由がない限り、当該承諾を拒むことはできないものとします。

- (1) 需要場所内に当社または一般送配電事業者が設置する電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) お客さまによる不正な電気の使用の防止等に必要な電気工作物等の設置物の確認もしくは検査または電気使用用途の確認
- (3) 計量地の確認
- (4) 第21条（電力供給の停止）および第22条（電力供給の中止等）に必要な措置
- (5) その他、本契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物の保安の確認に必要な業務

第21条 電力供給の停止

1. お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社または一般送配電事業者により、お客さまへの電力の供給を停止することがあります。
 - (1) お客さまの責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため、緊急を要する場合
 - (2) 需要場所の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者または当社に重大な損害を与えた場合
 - (3) 当社の書面による事前承諾なくして、一般送配電事業者の電線路または引き込み線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
 - (4) その他、本約款、本契約および託送供給等約款上のお客さまの義務に重大な違反がある場合
2. お客さまが、次のいずれかに該当し、当社もしくは一般送配電事業者がお客さまに対してその旨を警告してから5日以内に改めない場合には、当社または一般送配電事業者により、お客さまへの電力供給を停止することがあります。
 - (1) お客さまの責めに帰すべき事由により保安上の危険が生じている場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の供給設備または電気を使用した場合
 - (3) 託送供給等約款に定められている需要者としての要件を欠くに至った場合
 - (4) 支払期日を経過しても電気料金を支払わない場合

- (5) その他、本約款、本契約および託送供給等約款上のお客さまの義務に違反がある場合
(前項(4)号に定める場合を除く。)
3. 前2項に基づいて電気の供給を停止する場合には、当社もしくは一般送配電事業者は、一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行いません。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
4. 本条に基づき、当社または一般送配電事業者がお客さまに対して電力の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事由を解消し、かつ、これによってお客さまが当社に負うこととなった一切の債務を支払ったときには、当社は、一般送配電事業者との協議が整い次第、お客さまに対して電力の供給を再開するものとします。

第22条 電力供給の中止等

当社は、次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から給電指令を受ける場合には、お客さまへの電力の供給を中止し、またはお客さまの電力の使用を制限し、もしくは中止することができます。

- (1) 電力の需給上止むを得ない場合
- (2) お客さままたは一般送配電事業者が維持し、運営する供給設備に故障が生じ、または故障を生ずるおそれがある場合
- (3) お客さままたは一般送配電事業者が維持し、運営する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事等止むを得ない場合
- (4) 非常事態、天災地変の場合
- (5) その他保安上の必要がある場合

第23条 損害賠償および免責

1. 本約款の規定により、お客さまが当社からの電力の供給を停止もしくは中止され、または電力の使用を制限もしくは中止された場合で、それが当社の責めによらない場合（一般送配電事業者の責めに帰す場合も含む。）、当社はお客さまの受けた損害に対して賠償の責めを負わないものとします。
2. 当社がお客さまに対する電力の供給を停止もしくは中止し、または電力の使用を制限もしくは中止した場合で、それが当社の責めによる場合、当社は第13条（料金）第1項記載の基本料金の1か月分を上限としてお客さまに対する賠償責任を負うものとします。
3. 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

第24条 違約金補償

お客さまが電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の供給設備または電気を使用し、これにより当社が一般送配電事業者から違約金の支払いを請求された場合には、お客さまは当該請求金額相当額を当社に支払うものとします。

第25条 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、その賠償に要する費用（次の金額を含むが、これらに限られない。）の相当額をお客さまは当社に賠償するものとします。

（１）修理可能の場合：修理費

（２）亡失または修理不可能の場合：帳簿価格と取替工費との合計額

第26条 供給設備の工事費負担

お客さまの供給設備の工事について、当社が、一般送配電事業者から当該工事費の負担を求められる場合、お客さまは、当社からの請求に基づき当該工事費を負担するものとします。

第27条 需給開始後の本契約の消滅変更に伴う料金の清算

お客さまが契約電流、契約容量、または契約電力を新たに設定または増加後に、本契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電流、契約容量、または契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき所轄の一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金等の損害および費用をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等の不可抗力による場合はこの限りではないものとします。

第28条 需給開始後の本契約の消滅変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電流、契約容量、または契約電力を変更する場合または本契約が消滅する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための所轄の一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて当該一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金並びにその支払いに必要な手数料等の損害および費用をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等の不可抗力による場合はこの限りではないものとします。

第6章 契約の終了

第29条 契約期間の満了

お客さまと当社との間の本契約は、第7条（電気需給契約期間）に基づく契約期間の満了および本章の規定により終了します。

第30条 中途解約

中途解約については、当社およびお客さまは、解約日を定めた上で、あらかじめ、本契約の相手方に対し、書面による意思表示を行うことによりできるものとします。

第31条 当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権

1. 当社が、次の各号の一つにでも該当したときは、お客さまは、催告を要せず通知により本契約を解除できるものとします。

（１）支払停止、支払不能の状態に陥ったとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分が

あったとき

- (2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、または民事再生、破産、会社更生等の申立があったとき
 - (3) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - (4) 前各号の定める各事項に準ずる本契約を継続し難い重大な事項が発生したとき
2. 当社が本約款または本契約の一つにでも違反し、お客さまが 20 日間の期限を定めて催告したにもかかわらず、当社が当該催告事項について是正措置をとらないときは、お客さまは当社への通知により本契約を解除できるものとします。

第32条 お客さまの義務違反等による当社の契約解除権

1. 当社は、お客さまが次の各号の一つにでも該当したときは、催告を要せず通知により本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 社会通念上相当な期間を超えて債務の支払いを行わない場合
 - (2) 支払停止、支払不能の状態に陥ったとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、または民事再生、破産、会社更生等の申立があったとき
 - (4) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき
 - (5) その他債権保全のため必要と認められるとき
 - (6) 前各号に定める各事項に準ずる事項が発生したとき
 - (7) 本約款の一つにでも違反した場合
2. 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用はお客さまの負担とします。また、これによりお客さまが受けた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。
3. 本条の規定に基づき、当社が本契約を解除した場合、お客さまは、当社が本契約の履行および解除のために要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払わなければならないものとし、当該違約金を超える損害が当社に生じた場合には、当該損害も賠償するものとします。

第33条 需給契約終了後の債権債務関係

本契約に基づいて生じた料金その他の債権債務は、本契約の終了後もその完済まで存続します。

第7章 一般条項

第34条 約款の改定

当社は、経済情勢の変動や託送供給等約款が改定されるなど、諸般の事情を総合的に考慮して、本約款を改定することができるものとします。当社が本約款を改定する場合には、改定後の約款の施行日までに相当な予告期間をおいて、当社所定の方法により、改定後の約款の内容および効

力発生時期等を、お客さまにお知らせいたします。

第35条 約款が改定された場合の取り扱い

前条の規定に従い、当社が、この約款を改定実施した場合、当社およびお客さまの間には、新たな約款の規定が、施行日より適用されるものとします。

第36条 管轄裁判所

本契約に係る訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条 守秘義務

1. 本契約に関係する書類の存在および内容に関しては、お客さまおよび当社はこれを秘密として保持し、相手方の承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、本契約の履行上、一般送配電事業者への情報開示が必要な場合、または、公的機関からの正当な権限による開示請求がなされた場合を除きます。
2. 前項にかかわらず、第32条（お客さまの義務違反等による当社の契約解除権）第1項に該当する場合、当社は、お客さまの名義、需要場所および料金の支払い状況等について、他の小売電気事業者または金融機関等へ情報提供することがあります。

第38条 暴力団等の反社会的勢力の排除

1. お客さまおよび当社は、互いに相手方に対し、本契約締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らまたは自らの役員（社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）のいずれかにも該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結および履行をするものではないこと。
2. 前項のほか、お客さまおよび当社は、互いに相手方に対し、直接・間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為
 - (2) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - (3) 反社会的勢力から名目の如何を問わず資本・資金の供与を受け、または反社会的勢力と関係を構築する行為
 - (4) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず資金提供をする行為
 - (5) 反社会的勢力を当社またはお客さまの経営に関与させる行為
3. お客さまおよび当社は、相手方が前2項のいずれかに反した場合は、何ら催告なく直ちに本契約を解除することができるものとし、この場合、相手方はその債務に係る期限の利益を当然に喪失するものとします。また、お客さまおよび当社は、本条に基づく本契約の解除に伴い

相手方が被った損害につき、一切の責任を負わないものとします。

別紙 1

【再生可能エネルギー発電促進賦課金】

1. 料金は、本約款第 13 条（料金）の規定にかかわらず、各項の規定によって料金として算定された金額に、旧一般電気事業者と同一の方法により算出された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとします。
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とします。
3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、原則として、平成 24 年 7 月 1 日以降に使用される電気に適用するものとし、当該電気以外の電気には適用しないものとします。
4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価、適用期間、算定および特別措置等については、旧一般電気事業者に準じるものとし、また、新たに設定、改定または廃止になった場合についても同様とします。

【燃料費調整】

1. 燃料費調整額の算定
各エリアの地域電力会社が発表している燃料費調整額の算定方法に準ずるものとします。
2. 燃料調整単価、基準単価
各エリアの地域電力会社が発表している内容に準ずるものとします。

【契約電力および契約容量の計算方法】

第 12 条（契約電力等）第 2 項の契約容量および同条第 3 項の契約電力は、次により算定いたします。

なお、お客さまが、需要場所における契約主開閉器、負荷設備または受電設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

1. 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1 / 1,000
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。
2. 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア) × 電圧(ボルト) × 1,732 / 1,000